

# ふらの市移住促進協議会規約

## (名 称)

第1条 本会は、ふらの市移住促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 協議会は富良野市への移住希望者を対象として、民間団体と市が連携・協力し、富良野市への移住の促進することにより、地域振興を図ることを目的とする。

## (事 業)

第3条 協議会の主な事業は、次のとおりとする。

- (1) 移住促進に係るPR活動の実施
- (2) 移住促進に係る各種事業の推進
- (3) その他 移住促進のために必要な取組

## (組 織)

第4条 協議会は、富良野市、ふらの農業協同組合、富良野商工会議所、山部商工会、ふらの観光協会、富良野建設業協会、北海道宅地建物取引業協会旭川支部富良野分区、及び協議会の趣旨に賛同する各団体の構成員をもって組織する。

## (役員及び職務)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 理 事 4 名
- (4) 監 事 1 名

2 役員は、協議会において選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 理事は、協議会の主要事項の審議並びに会務の運営にあたる。

7 監事は、会計を監査する。

## (会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、開催する。

## (会 計)

第7条 協議会の経費は、会費、その他収入をもってこれに充てる。

2 協議会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、設立年度については、施行日から翌年の3月31日までとする。

## (幹事会)

第8条 協議会の事業が円滑に運営できるように企画立案し、関係団体実務担当者相互の連携協調を図ることを目的として幹事会を置く。

## (事務局)

第9条 協議会の事務局は、富良野市役所総務部企画振興課に置く。

## (委 任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この規約は、平成21年5月21日から施行する。